

2022年（令和4年）第9回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）9月16日（金）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）9月16日（金）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）9月30日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定及び意見決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 非農地判断について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 4番 野田 幸男 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 13番 山本 明
14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
以上10名
- 8 欠席委員
2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁
12番 河村 昇
以上5名
- 9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局専門員	延平 光雄	事務局次長	瀧川 滋雄
事務局	三好 千鶴	神辺出張所	杉原 信弘
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
沼隈出張所長	野田 真之		

以上7名

11 議事内容
午前 9時55分

事務局長	<p>ただいまから、2022年（令和4年）第9回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会長	<p>— 開会挨拶 —</p>
会長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p>
議長	<p>委員総数15名のうち，出席委員10名，欠席委員5名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行いません。議席番号9番石井洋子委員と議席番号11番下江京子委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2022年（令和4年）第9回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>最初に議案書（別冊）の3ページ10番が取下げ。</p> <p>次に4ページ16番の渡人の住所欄「4-18-704号」を「4番18-704号」に訂正。</p> <p>同じく4ページ19番の経営面積欄「2,927」を「1,763」に訂正。</p> <p>次に9ページ6番の現況地目欄「山林」を「雑種地」に訂正。また，利用状況欄全文を「昭和50年頃から耕作放棄し，昭和58年に祠を建</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>立して大部分をコンクリート舗装し、現在に至る。」に訂正。 次に10ページ1番と6番が取下げ。 同じく3番の「春日町大字浦上字通り谷645-2」を取下げ。 12ページ19番と22番と23番が取下げ。同じく20番の「芦田町大字下有地700-2, 708」を取下げ。 12ページ合計欄「田 33筆 18, 787 畑 13筆4, 091 計 46筆 22, 878」を「田 25筆 11, 626 畑 12筆4, 012 計37筆 15, 638」に訂正。追加・訂正事項等は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、9月27日の正午からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中9名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第4号4件、議案第5号9件、合計19件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から5番について報告します。 1番は、今津町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 2番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 3番と4番は関連案件です。南松永町の受人が、渡人2人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。 5番は、神辺町の受人が、鞆町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、9月27日、午前9時20分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名のうち、5名の出席により、議案第1号5件、議案第5号1件、議案第4号1件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から10番について報告します。</p> <p>6番から8番は関連案件です。柳津町の受人が、神村町の渡人3人から譲受け、水稻を栽培する計画です。</p> <p>農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>9番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。農機具も所有されており、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>10番は、取り下げとなっています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、9月27日の午後0時15分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号3件、議案第3号3件、議案第4号3件、議案第5号5件、の合計14件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの11番から13番について報告します。</p> <p>まず11番です。</p> <p>加茂町の譲受人は、同町の譲渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培して経営規模を拡大するものです。</p> <p>場所は加茂中学校の南50メートルの所です。</p> <p>12番と13番は関連案件です。</p> <p>新市町の譲受人または借受人は、12番で申請地を所有権移転により譲り受け、申請地近くに住む父親から農業指導を受け、季節野菜を栽培していきます。また13番では使用貸借権により借り受け、貸出人から水稻栽培の指導を受けながら、あわせて新規就農するものです。</p> <p>12番と13番で下限面積を満たしており、耕作機械・農業技術も確保習</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>得予定であり、問題ないと思われます。 12番の場所は新市支所の東250メートル、13番は常金丸小学校の北西1キロメートルの所です。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、9月27日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号6件、議案第3号2件の合計8件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ14番から19番について報告します。 14番と15番は、譲渡人が同一の案件です。 14番と15番の申請地所有者である東中条の渡人が、高齢で労力不足となり、経営規模の縮小をすることから、14番の東中条の畑1筆372㎡についてと、15番の東中条の畑1筆294㎡について、それぞれの申請地の隣地に居住する受人に贈与して、それぞれの受人が、引き続き季節野菜の栽培をする計画です。 16番は、申請地の下竹田の畑1筆600㎡について、広島市の渡人が、遠方居住で労力不足から耕作困難となっているため、下竹田の受人が贈与を受けて、季節野菜・果樹の栽培をするものです。 17番と18番は、関連案件です。 道上の受人が、17番の道上の畑1筆323㎡について、広島市の渡人が、遠方居住で農業後継者もいないため、また、18番の道上の畑1筆420㎡について、渡人が高齢で農業後継者もいないため、それぞれ譲り受けて、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。 19番は、申請地の新道上の畑1筆799㎡について、持分八分の六を所有する御幸町の受人が、残り持分八分の二を所有している御幸町の弟である渡人から、その持分の八分の一を贈与により譲り受けて、引き続き季節野菜の栽培をするものです。 いずれの案件も申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野 田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>熊野町の申請人が、申請地を庭敷として整備するものです。</p> <p>場所は、熊野小学校の北、約1.4キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の1番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号には常設審議委員会への意見聴取案件がありません</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7番	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、1番について報告します。</p> <p>1番は、金江町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建</p>

<p>委員 7番 岡本 続き</p>	<p>築するものです。場所は、金江小学校から、北へ約270メートルのところ です。 現地調査を行いました。農地への営農条件に支障を生じる恐れもないこと から、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定 について」の別冊6ページ2番から4番について報告します。 2番は、大阪府中央区の再生可能エネルギー発電事業者が申請地を譲り受 け、154枚の太陽光発電パネルを設置し、売電事業を行うものです。 場所は福相小学校の東900メートルの所です。 3番は、借借人である広島市中区の電気工事事業者が申請地を12月31日 まで借り受け、送電線の鉄塔建て替え工事に伴うドラム場として一時転用する ものです。 場所は福相小学校の南1.3キロメートルの所です。 4番は、借借人である東京都港区の再生可能エネルギー発電事業者が申請地 を31年間借り受け、154枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う ものです。 場所は常金丸小学校の北570メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じる おそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定に ついて」7ページ5番と6番について報告します。 5番は、大阪府中央区の発電事業を営む法人が、上竹田の田1筆1,30 1㎡を上竹田の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネルを設置して売電をす るものです。 6番は、上御領の農・畜産業を営む法人が、上竹田の畑1筆1,045㎡ を上竹田の渡人から譲り受けて、畜舎を建築し、ガチョウ等の飼育をするも のです。 現地調査を行いました。いずれも周辺農地への日照・排水について支障</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 なお、6番については、既に畜舎としての利用がされていたため、顛末書の提出を受けています。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第3号には、常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 ここで、関係者にあたるので須藤委員は退席します。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>

<p>議 長</p>	<p>関係する案件が終わりましたので、須藤委員には席に戻ってまいります。 次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、9月26日の午前8時40分からの現地調査に続き、 午前11時30分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中7名の出席により、議案第4号2件、議案第5号7件、合計9件 について審議しました。 議案第4号「非農地証明について」の8頁1番と2番について報告します。 1番は、北本庄二丁目の申請人である宗教法人が、1筆は49年前から墓地 として利用し、残り5筆については32年以上前から耕作放棄し、雑木などが 繁茂し林野状態になったものです。 場所は、県立葦陽高等学校から南西へ830mです。 2番は、尾道市の申請人が62年前頃から耕作放棄し、山林状態になったも のです。 場所は、千田小学校から南西1,060mです。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥 当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長 委 員 4 番 野田</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。 議案第4号「非農地証明について」の3番から6番について報告します。 3番は、津之郷町の申請人が、平成10年頃から駐車場として利用し、現在 に至っております。 場所は、郷分排水機場の北、約1.2キロメートルです。 4番は、郷分町の申請人が、昭和45年1月頃から耕作放棄していたところ、 雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は、郷分排水機場の北西、約2.3キロメートルです。 5番は、水呑町の申請人が、昭和29年5月から住宅敷地として利用し、現 在に至っております。 場所は、水呑小学校の南西、約200メートルです。 6番は、東京都府中市の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄し、昭和58 年に祠を建立して大部分をコンクリート舗装し、現在に至っております。 場所は、内海保育所の西、約100メートルです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>なお、4番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 5番 岡本</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の7番について報告します。</p> <p>7番は、尾道市の申請人が、平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、本郷小学校から南西へ約350メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊9ページ8番から10番について報告します。</p> <p>8番は神辺町の所有者からの申請です。申請地の南側は沼地で雑木やガマが一部繁茂していますが、北側には栗・柿などの果樹が栽培しており、草刈りがされており、農地性があると判断しました。</p> <p>場所は有磨小学校の南2キロメートルの所です。</p> <p>9番は加茂町の所有者からの申請で、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっています。</p> <p>場所は服部大池の北5キロメートルの所です。</p> <p>10番は駅家町の所有者からの申請で、平成24年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっています。</p> <p>場所は駅家小学校の北900メートルの所です。</p> <p>8番・10番の申請地は農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、8番を除く案件は原案のとおり証明し、8番については証明できないことを通知することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は、8番を除く案件は原案のとおり証明し、8番については証明できないことを通知することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1番 佐藤	<p>議案第5号「非農地判断について」の10頁2番から5番と7番から9番について報告します。</p> <p>取下げの筆を除いて2番から8番は春日町大字浦上の4つの字にまたがっていますが、2～5番、7・8番がまとまった地域にあります。</p> <p>2番～5番は大きな池の南側にまとまった場所で、農地パトロールで長いもので2013年10月から、短いものでも2020年9月から複数年荒廃区分5と確認しており、山林状態が続いているものです。</p> <p>山の麓で、不整形地・狭小地・傾斜地が多いため、耕作困難だったと考えられます。</p> <p>場所は春日小学校から北東1120mの位置になります。</p> <p>7番と8番は別の場所で、池と池の間にまとまっている場所です。</p> <p>農地パトロールで2013年10月から山林状態で、短いものでも2020年9月から荒廃区分5と確認しております。こちらも山が近く不整形地・傾斜地・狭小地が多い状態です。</p> <p>場所は春日小学校から北東330mの位置になります。</p> <p>9番は千田町大字千田の池の南側の農地です。</p> <p>農地パトロールで2013年10月から山林状態で、荒廃区分5の土地で</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>す。 傾斜地・不整形地・接道もなく，狭小地のため耕作困難だったと考えられます。場所は，千田小学校から北東620mです。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため，非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第5号「非農地判断について」の10番から18番について報告します。 10番と11番については瀬戸町において平成27年から，そして12番から18番については沼隈町において平成26年から，農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で，山林となっております。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため，非農地判断妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは，議案第5号「非農地判断について」の別冊12ページ22番と23番を除く20番から26番について報告します。 この農地は農地パトロールで複数年荒廃区分5と確認しており，山林原野状態が続いているものです。 谷あい階段状の不整形地のため，耕作困難だったと考えられます。 場所は芦田支所の南200メートルから400メートルの所です。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため，非農地判断は妥当としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地判断は，農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について，農業委員会が非農地と判断</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>するもので、農地台帳から削除することとなります。</p> <p>非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 挙手多数 —</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の13ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、21件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページと19ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、20ページから25ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条13件、5条42件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>次に、26ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。</p> <p>次に、27ページと28ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、29ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から1件、広島法務局福山支局から2件の計3件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年(令和4年)第9回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は10月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時30分閉会

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により，ここに署名する。

議 長

.....

9 番委員

.....

11 番委員

.....